

令和6年3月1日 施行 ★ 現在施行

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）

閣法

Law RevisionID:408AC0000000109_20240301_504AC0000000048

平成八年法律第九号

民事訴訟法**第三編 上訴****第二章 上告****（上告受理の申立て）**

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

- 前項**の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、**第三百十二条第一項**及び**第二項**に規定する事由を理由とすることができない。
- 第一項**の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
- 第一項**の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、**第三百二十条**の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中**前項**の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。
- 第三百十三条から第三百十五条まで**及び**第三百十六条第一項**の規定は、上告受理の申立てについて準用する。